

関西広域連合職員の外国旅行の旅費に関する規程

平成28年4月1日
関西広域連合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、関西広域連合職員の旅費に関する条例（平成22年関西広域連合条例第11号）附則第2項に基づき、関西広域連合の職員が公務のため外国旅行を行う場合における旅費について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年関西広域連合条例第8号）第1条に規定する特別職及び関西広域連合組織規則（平成22年関西広域連合規則第2号）第4条に規定する職の適用を受ける者をいう。

(外国旅行の旅費)

第3条 関西広域連合の職員が外国旅行を行う場合に支給する旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）の例による。

(法の規定の読み替え)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる法の適用については、次の表の左欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第32条	指定職の職務	特別職
	7級以上の職務	事務局長及び局長の職
	6級以下の職務	その他の職
第33条	指定職の職務	特別職
	7級以上の職務	事務局長及び局長の職
	6級以下2級以上の職務	その他の職
6級以下の職務		
第34条	指定職の職務にある者 (イに該当する者を除く。)	特別職にある者
	7級以上の職務	事務局長及び局長の職
	6級以下の職務	その他の職
別表第2 第1号の 表	指定職の職務	特別職
	7級以上の職務	事務局長及び局長の職
	6級以下3級以上の職務	その他の職

附 則

この規程は、公布の日から施行する。